

令和8年度 危険物取扱者保安講習実施要領

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の23の規定に基づき、消防法第10条に規定する危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所（以下「危険物施設」という。）において、従事する危険物取扱者に危険物の取扱作業の保安に関する講習を島根県の委託事業として次のとおり実施します。

1 受講対象者

- ① 危険物の取扱作業に新たに従事することとなった者は、その日から1年以内。ただし、過去2年以内に免状の交付又は講習を受けている場合には、免状交付日又は受講日以後における最初の4月1日から3年以内。
- ② 前回の講習を受けた後、引き続いて危険物の取扱作業に従事している者は、前回受講日以後における最初の4月1日から3年以内。

2 講習科目及び時間

対 象 内 容 等	〔A〕 給油取扱所以外の危険物施設において、従事する取扱者を対象とした講習	〔B〕 給油取扱所において、従事する取扱者を対象とした講習
受 付	9：00 ～ 9：15	13：00 ～ 13：15
危険物関係法令に関する事項	9：15 ～ 10：15	13：15 ～ 14：15
危険物の火災予防に関する事項	10：15 ～ 12：15	14：15 ～ 16：15

3 講習実施日及び会場

月 日	開催地	対象	会 場	定員
7月8日(水)	隠岐の島町	A・B	隠岐島文化会館 集会室	75名
※隠岐会場は、午前（9：00～12：00）にA・B同時開催とします。				
7月24日(金)	松江市	A・B	くにびきメッセ 501大会議室	各110名
8月27日(木)	安来市	A・B	安来市学習訓練センター 視聴覚室	各80名
9月9日(水)	益田市	A・B	ジャストホール 第2研修室	各50名
9月10日(木)	浜田市	A・B	島根県トラック協会西部研修会館	各80名
9月29日(火)	出雲市	A・B	出雲市民会館 301会議室	各90名
10月29日(木)	大田市	A・B	あすてらす 研修室1・2	各60名
11月25日(水)	松江市	A・B	くにびきメッセ 501大会議室	各110名

**※申請期間 6月1日～各講習実施日の10日前（土・日・祝日の場合は翌営業日）
定員になり次第締め切らせていただきます。**

- (注)・日時及び講習会場は、受講票によって指定し本人宛に通知します。
・原則指定日に受講いただきますが、やむを得ず指定日に受講できない場合は、事前に本会に申し出て下さい。受講指定日を変更いたします。

4 受講申請

受講申請書の請求先

申請書は、島根県危険物保安協会連合会、各地区危険物保安協会（各消防本部・消防署内）、島根県防災部消防総務課にあります。

受講手数料について

受講手数料 5,300円（対面・オンライン講習とも）

島根県収入証紙は令和8年3月31日で廃止となりました。令和8年度から危険物取扱者保安講習の受講手数料は、①しまね電子申請サービスを利用した電子納付または②納付書による支払いとなります。なお、お手持ちの島根県収入証紙は令和8年9月末日までの申請に使用できます。

ご不明な点は、島根県消防総務課（0852-22-6260）にお問い合わせください。

●島根県消防総務課HP

（島根県収入証紙制度廃止以降の手数料の支払いについて）

[https:// www.pref.shimane.lg.jp/bousai_info/bousai/bousai/shobohoan/sobosomu-tesuuryou.html](https://www.pref.shimane.lg.jp/bousai_info/bousai/bousai/shobohoan/sobosomu-tesuuryou.html)



① しまね電子申請サービスを利用した電子納付による支払いの場合

- ・下記のURLから納付手続きを行ってください。手続き後、島根県から送信されるメールに記載された19桁の申請番号を受講申請書の裏面に記入してください。

●しまね電子申請サービスURL

<https://ttzk.graffer.jp/pref-shimane>

（【危険物取扱者保安講習】で検索してください。）



② 納付書による支払いの場合

- ・納付書は、島根県内の各消防本部、島根県消防総務課、島根県危険物保安協会連合会で配付します。
- ・指定金融機関等窓口またはコンビニエンスストアで必ず現金で納付し、納付済証を受講申請書の裏面の貼付欄にしっかり貼付してください。ページでの納付はしないでください。納付済証に領収印のないものは受付できません。

※令和8年9月末日までの申請で、島根県収入証紙で納付する場合は、受講申請書の裏面に貼付してください（5,300円分）。

◎理由の如何を問わず受講しない場合も、手数料はお返しできません。

85円分の郵便切手（受講票に貼付すること）
（オンライン講習の方は受講票の記入及び切手の貼付はいりません。）

申請書提出先

受講申請書に所要事項を記入の上、島根県危険物保安協会連合会に提出して下さい。
郵送の場合は、封筒の表に「危険物取扱者保安講習受講申請書〇〇枚在中」とご記入下さい。

オンライン講習の方は6・7をお読み下さい。

対面講習の方は5をお読み下さい。

5 その他

- ◎講習修了の証明として、危険物取扱者免状に受講済の記載をしますので、講習当日、危険物取扱者免状と受講票（ハガキ）を必ず持参して下さい。
- ◎講習用テキストは、当日配布します。

6 受 講

申請書提出後に、4頁 3受講（視聴）方法により受講してください。

- ・受講票の返送はありません。
- ・不備がない限り連絡は致しません。

7 受講証明書について

講習を修了すると、受講証明書を発行することができますので、受講者ご本人でオンライン講習システムから発行してください。令和9年3月31日まで発行できます。

- ① 発行した受講証明書が講習修了印の代わりとなります。
必ず免状と共に保持してください。
- ② 免状を書換える際には、受講証明書を提示する必要があります。
- ③ 免状裏面に講習修了印をご希望の場合は、下記により当協会に押印を受けてください。

持 参 以下のものを当協会へ持参し記載を受けてください。

なお、事前に当協会に連絡をしてください。（受付は、平日の9：30～16：00）

- ・危険物取扱者免状
- ・危険物取扱者保安講習受講証明書

郵 送 以下のものを簡易書留で当協会へ郵送してください。

- ・危険物取扱者免状
- ・危険物取扱者保安講習受講証明書
- ・返信用封筒（460円切手貼付、返信先住所・氏名を記載）

連絡・郵送先

島根県危険物保安協会連合会

〒690-0863 松江市比津町473-5

TEL.0852-22-7202 [9時～12時・13時～16時]

E-mail: shimanekiren@happy.odn.ne.jp

令和8年度 危険物取扱者オンライン保安講習実施要領

1 オンライン講習の受講開始日及び受講申請書の受付期間等

受付期間 令和8年6月1日より令和8年10月31日

受講開始日 令和8年7月1日より

受講期間 受講承認後1か月以内

ただし、令和8年11月30日までに受講修了されない場合は欠席扱いになります。

※オンライン講習の方も申請書の提出が必要です。

2 オンライン講習に関する注意事項

- ① オンライン講習を受講される方は、デジタルテキストになります。

紙書籍をご希望の方は、対面講習を受講してください。

※デジタルテキストは印刷できません。

- ② パソコン及びモバイル端末で受講できますが、推奨環境の条件を満たしていないと受講できません。(閲覧できる場合もありますが受講の保証はいたしかねます。)以下に推奨環境をご案内しておりますのでご確認ください。

※オンライン講習事前確認ページより、動画の視聴が出来ることを確認の上、オンライン講習の申請を行ってください。

【推奨環境ご案内ページ】<http://www.netlearning.co.jp/about/index.html>

3 受講(視聴)方法

- ① 令和8年7月1日(水)～令和8年11月6日(金)の間に下記ページにアクセスし、企業IDとパスワードを入力してください。

<https://nlp.netlearning.co.jp/ns/common/LogIn.aspx>

企業ID NLPR1005669

パスワード LVFJ2273VH

- ② 氏名・免状番号・メールアドレス等を登録。
③ 登録されたメールにユーザーIDとパスワードが届きます。
④ マイルームにログイン後TOP画面よりコース申込をクリックして、受講コース(一般編または給油所編)を1つ選択いただき、受講承認をお待ちください。
受講できるコースは1つだけです。
⑤ 承認メールが届いたら1か月以内に講習を修了してください。
1か月を過ぎると受講できなくなります。

※受講承認までに4～5日要することがあります。(休日・盆休中は承認されません)
申請書と申し込まれた受講コース等の確認後に承認となります。

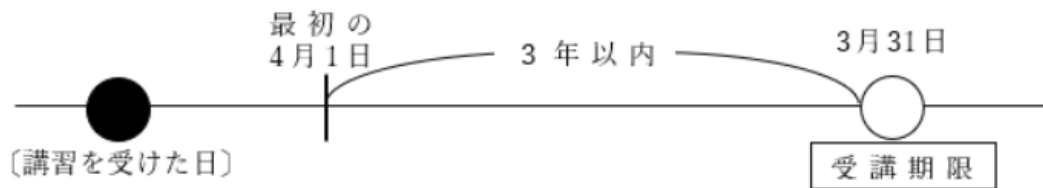
※令和8年11月6日(金)以降は承認されない場合があります。

島根県の受講最終日は11月30日ですので、それまでに受講を修了してください。

※11月30日までに受講修了されない場合は欠席扱いになります。

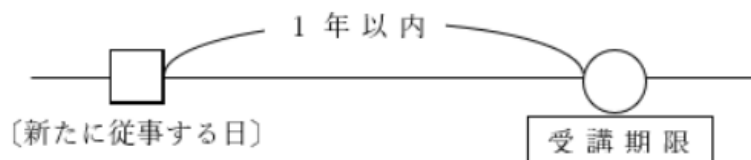
※免状番号は写真の下にある12桁の数字です。

・継続して危険物取扱作業に従事している者

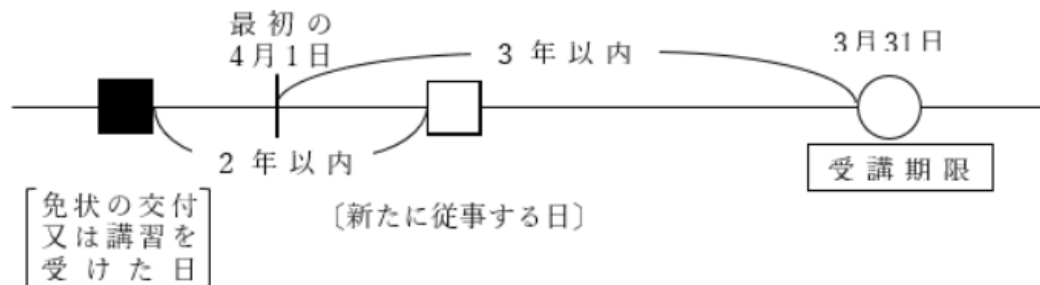


(例) 令和2年9月1日に受講した場合
最初の4月1日 ⇒ 令和3年4月1日
次回の受講期限 ⇒ 令和6年3月31日

・新たに従事する者



・新たに従事する者のうち過去2年以内に免状の交付又は講習を受けている者



・従事しなくなった者又は従事していない者

法令上、特に受講する義務はありません。